

2017年12月定例県議会 一般質問

2017年12月12日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。昨日で、3・11の東日本大震災・原発事故から丸6年9ヶ月になりました。原発事故対応、避難自治体の現状、県民のくらしと生業の実態をみれば、復興は着実に進展しているとはいえません。

一、原発事故対応と再稼働問題について

汚染水対策の切り札として、345億円もの国費を投入した「凍土壁」は、今年11月に全面凍結したばかりですが、10月の台風接近に伴う大雨の影響で地下水が激増しました。県廃炉安全監視協議会専門委員の柴崎直明福島大学教授（水文地質学）は、凍土壁は台風や大雨時には全く効果がみえない、地層の下の部分からも浸入している可能性がある」と指摘しています。

多額の国費をかけた「凍土壁」の効果について、東京電力にデータの公開を求め、県としても検証すべきと思いますが、考えをうかがいます。

福島原発事故をおこした東京電力は、柏崎刈羽原発の再稼働を申請し、日本原子力発電は来年40年を迎える老朽原発の東海第二原発の20年延長を申請しました。さらに、関西電力は福井県の高浜原発3、4号機を再稼働させたうえ、大飯原発3、4号機の再稼働を申請し4基を稼働させようとしています。

再稼働すればするほど使用済み核燃料は増え続けますが、全国の核燃料廃棄物貯蔵プールがあと6年で満杯になるというのに全く無責任です。

未曾有の原発事故被害を受けた県民を代表して、老朽化した東海第二原発の運転延長や集中立地している福井県の複数原発の再稼働中止を国に求めるべきと思いますが、知事の見解をうかがいます。

二、避難者支援について

原発事故で避難している18歳未満の子どもは、現在、県内外に約1万8,000人、転校した子どもは約1万836人です。一方、今年3月末に帰還困難区域を除き解除された浪江町は、来年4月から小・中学校を再開予定ですが、新設校への転入学希望は、

小学校でわずか3～5人、中学校で1人という現状です。

県は今年8月に、仮設住宅と借り上げ住宅の供与期間を再来年3月末まで「延長」するとしましたが、国・東京電力は家賃賠償を来年3月末で打ち切る方針です。浪江町と富岡町は、連名で供与期間の延長に見合う家賃賠償の継続等を求めています。

家賃賠償の終期を応急仮設住宅の供与期間と同じくするよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

さらに、借家に係る住居確保損害の賠償について、帰還又は移住によって対応に差が生じないよう被害者の実情に応じて賠償されるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

復興公営住宅への入居者は、入居後3年となる2019年4月以降、公営住宅法による収入基準を超えた「収入超過者」は、段階的に近傍同種家賃に上げられますが、相馬市は被災者に配慮し、既に災害公営住宅の家賃減免を実施しており、国も被災3県に対し、条例により独自に減免できるとしています。

復興公営住宅における収入超過者の家賃を減免すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

三、原子力損害紛争解決センターの和解仲介案について

東京電力は、浪江町の集団申立てに係るADRの和解仲介案に応じたのは1件のみでした。

ADRの趣旨に照らし、浪江町の集団申立てを含め、原子力損害賠償紛争解決センター・ADRの和解仲介案に応じるよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

東京電力は、ここに来て、他のADRの和解仲介案についても裁判に訴えていることを理由に、賠償を支払わない態度をあらわにしています。

東京電力は、ADR設置の趣旨を尊重すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

四、大手製造業者等の不正・不祥事問題について

神戸製鋼所、日産自動車、スバル、三菱自動車、三菱マテリアルに続き、経団連会長の出身企業の東レまで、日本を代表する大手製造業者の検査データ改ざんや無資格検査

の不正が明らかになり、日本のものづくり産業の信頼は大きく失墜しました。しかも、数年前から事態を把握しながら公表しなかった組織ぐるみの隠ぺい行為です。三菱マテリアルの子会社は会津若松市内にあります。

県は、大手製造業者の不祥事を、どのように受け止めているのかうかがいます。

神戸製鋼や三菱子会社など大手製造業者の不適合製品が、原子炉等に使用されている可能性があることから、過去に遡り徹底的に調査すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

自民党を中心にした歴代政権は、「アメリカ追随」、「大企業中心」の政治をすすめ、大企業を甘やかし、モラルの低下や劣化を招いてきたといえます。「安全より利益」、「現場・労働者軽視」が「現場の力」を奪い製造業の土台を掘り崩してきました。安倍政権は、この立場をより露骨に進めています。

労働者の人権を無視し、過労死するまで働かせるブラック企業や、安上がりの派遣労働や非正規雇用を増大させてきました。改正労働契約法により有期・期間雇用労働者が契約更新を5年続けると無期契約に転換できる「5年ルール」が来年4月から適用開始されます。トヨタ自動車は、開始前6ヶ月間の空白期間をつくり無期転換逃れの脱法行為をしていたことが明らかになり、東京大学、東北大学、日本大学でも同様のことが行われていました。

福島労働局と連携し、県内の企業や大学において有期雇用労働者の実態調査を行い、無期転換ルールの適正な運用を求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

法人税の引き下げや株への投資で利益を上げてきた大企業は、過去最高の413兆円もの内部留保金をため込んでいます。この一部を労働者に還元させ、8時間働けば普通に暮らせる社会、人間らしく働けるルールの確立こそ必要です。

安倍政権が進める「働き方改革」は、労働条件の改悪につながるものであり、更なる過労死を生む労働法制の改悪や残業代ゼロ法案の提出中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

県の企業立地補助金や緊急雇用創出事業、中小企業等グループ補助金をめぐる不正受給が相次いだことが、昨年度の決算審査でも明らかになりました。

株式会社ルキオに対し、県が補助金返還を求めたのは約5億8,000万円ですが、警察は南相馬市の工場新設の際の費用水増し分など10億8,000万円を不正額としています。

ふくしま産業復興企業立地補助金の不正受給について、株式会社ルキオの補助金交付決定の取消内容をお尋ねします。

いわきコールセンターの不適正受給について、県にも指導監督責任があると思いますが、考えをうかがいます。

県は、ふくしま産業復興企業立地補助金などの不正受給等をふまえ、再発防止にどのように取り組んでいくのか、うかがいます。

五、中小企業・小規模企業支援について

本県でも議員提案で採択された改正「福島県中小企業・小規模企業振興基本条例」を県政に生かした施策が求められます。

先月30日の「商工会福島県大会」においても強調されたように、「事業承継」は喫緊の課題です。今年の中企業白書でも、廃業した企業の約3割が、黒字にもかかわらず後継者を見つけられずに廃業している、それも企業規模が小さくなるほどその傾向が顕著としています。

事業承継補助金などの国の事業を活用し、中小企業・小規模企業の実情を把握した上で、事業承継を支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

全商連青年部が行った実態調査では、3割以上の業者が消費税を完全に転嫁できていないとしています。

中小企業支援の立場から、消費税10%の増税中止を国に求めるべきです。県の考えをうかがいます。

中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の軽減などの支援により、最低賃金を全国一律時給1,000円以上に引き上げるよう国に求めるとともに、県独自の支援を求めますが、考えをうかがいます。

今年6月時点で売上げが震災前の水準に回復していない事業者は、5割を超えています。また、税金や社会保険料が払えない滞納事業者に対し、人件費を含む代金を全額差し押さえたり、また、納税猶予制度はないとする自治体さえあります。

地方税における納税猶予制度の適正な運用について、市町村に周知を徹底すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

高齢者雇用安定法の改正により、自治体が「シルバー人材センターに準ずる者」について要綱や基準を策定し認定すれば、高齢者等の事業団に仕事を発注することができるようになりました。医療費や介護の負担が増え、年金だけでは生活できないと就労を希望する高齢者が増加しています。郡山市は、県内で初めて今年7月に実施要綱を策定し、宮城県も昨年策定しました。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正に伴うシルバー人材センターに準ずる団体の認定基準の策定について、県の考えをうかがいます。

六、いじめ、自殺、虐待について

神奈川県座間市で起きた連続殺害事件の9人の犠牲者の1人が、本県の県立高校3年生の女子生徒だったことに大きな衝撃を受けています。

若者は、実際に起きている問題に対し選択の幅が狭く、切実で深刻です。また、SNSについても、規制するだけではかえって居場所を無くしかねないとの指摘もあります。

本県でもいじめ等による高校生の自殺が相次いで発生しています。政府の2017年版自殺対策白書によれば、日本の自殺率は世界的に多くワースト6位で、特に女性はワースト3位、年齢別では若年層の自殺が深刻とされています。

県は、第三次福島県自殺対策推進行動計画の改訂に当たり、若者の自殺対策をどのように反映させるのかうかがいます。

家にも学校にも居場所がなく、夜の街をさまよう少女たちの実態を描いた著者の仁藤夢乃（にとうゆめの）さんは、東京都内で行政と連携しながら年間百数十人の少女たちの相談にのっています。県内でも引きこもりや不登校の支援や子ども食堂などの民間支援団体があります。

子ども食堂の運営などに取り組む民間団体への財政支援が必要と思いますが、県の考えをうかがいます。

また、子ども食堂の運営などに取り組む民間団体と、県や市町村などとの連携は図られているのか、お尋ねします。

公的機関の役割は重要で、SOSを発している子どもや大人、障がい者、高齢者など1人ひとりの「人権」を尊重した対応が求められます。まず、児童相談所ですが、昨年度、全国でも本県でも虐待件数は過去最多となりました。欧米諸国は、数千人に1人のソーシャルワーカーが配置されています。日本は1999年比で職員を2.5倍に増員したものの虐待対応は10.5倍に増えました。職員の配置基準が人口4万人に1人に改正されても足りていません。

虐待を受けた子どもの兄弟姉妹（きょうだい）の心理的虐待について、県はどのように対応しているのかお尋ねします。

いじめ、虐待、思春期以降の10代若年層に十分対応できるよう、児童福祉司の大幅な増員を図るため、県独自に人口比の配置基準を見直すべきと思いますが、考えをうかがいます。

精神科医との連携も必要です。児童相談所は、児童思春期外来が開設されている県立矢吹病院と連携すべきと思いますが、県のお尋ねします。

また、配偶者等からの虐待・DV対策への県の女性のための相談支援センターは、夜間や緊急を要する事態に対応できているのでしょうか。以前に、保護を必要とする相談を受けましたが、結局公的機関の受け入れ先はみつかりませんでした。

県内各方部にシェルター機能をもったDV被害者の受入れ施設が必要と思いますが、県の考えをうかがいます。

七、教員の多忙化解消について

今年4月の文科省の発表に続き、県教育委員会が今年9月に実施した小中学校、高校教員の勤務実態調査で、県内中学校の副校長・教頭は全国調査より12時間も上回る実態が明らかになりました。

子どもたちに競争をあおり教員にも大きな負担となっている全国学力・学習状況調査及び県独自の学力調査を中止すべきです。県教育委員会の考えをうかがいます。

公立小学校における外国語教育の導入に当たり、教員の負担が増大しないようにすべきですが、県教育委員会の考えをうかがいます。

教員の多忙化を解消するため、正規教員を増やすよう求めますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

部活のあり方も問われています。スポーツ庁の今年度実態調査でも運動部活顧問の5割以上が、悩みや心身の疲労を抱えていると回答しています。

公立中高等学校の部活動について、大会等の在り方を見直し、土曜日・日曜日のいずれか1日を休養日に充てるべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

また、普通学級に通う発達障がい児等の支援をする学校支援員は、県内59市町村に約700人おり、担任教師の負担軽減にもなっていますが、研修や他校の支援員と交流の機会もなく、市町村雇用のため身分も様々です。

公立小中学校における特別支援教育支援員を県が配置すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

八、県立高等学校の改革について

「県立高等学校改革プラン」の素案が示され、1学年3クラス以下を統廃合すれば、本県の県立高校は現在の3分の1に減少します。学校は、地域の文化の中心であり、学校がなくなれば地域はいつそう疲弊します。効率優先、集約ありきで進めるべきではありません。

県立高等学校の改革に当たっては、住民合意を前提に実施すべきです。県教育委員会の考えをうかがいます。

相馬農業高等学校飯館校は、県立高等学校として存続させるべきと思いますが、県教育委員会の考えをお尋ねします。

生徒数の減少をいうのであれば、県立高等学校において、30人学級の実施を検討すべきだと思います。県教育委員会の考えをうかがいます。

九、木質バイオマス発電について

田村市大越町の産業団地内に、田村バイオマスエナジー（(株) タケエイ）による木質バイオマス発電事業が計画されています。当初の住民説明会では、ホワイトチップのみを燃料とするとしていたのを、今年に入りバークも燃料とし、チップ工場まで併設する計画が示され、環境・騒音・排煙などの不安から白紙撤回を求める声が上がっています。

木質バイオマス発電所において、本県産材の樹皮（バーク）を燃やすことは慎重にすべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

以上で、私の質問を終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事

神山議員の御質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き、国及び東京電力に対し、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉を求めていくとともに再生可能エネルギーの飛躍的推進を図り、本県復興の基本理念である「原子力に依存しない社会づくり」の実現にしっかりと取り組んでまいります。

一、原発事故対応と再稼働問題について

危機管理部長

凍土壁につきましては、サブドレンや地下水バイパス、敷地の舗装等とともに重層的に汚染水抑制機能を発揮するものであり、東京電力においては、凍土壁内外の水位差や地下水のくみ上げ量、建屋流入量等のデータを毎週公開しているところであります。県といたしましては、これらのデータや検証状況について、国の委員会や廃炉安全監視協議会等を通じしっかりと確認してまいります。

二、避難者支援について

原子力損害対策担当理事

家賃賠償につきましては、対象期間が来年3月までとなっていることから、応急仮設住宅の供与期間の延長を踏まえ、国、東京電力に対し、様々な機会を捉え、地域の実情等に応じた適切な対応を行うよう求めるとともに、先月29日及び今月4日には、国等に対し、東京電力を指導するよう要望したところであります。

次に、借家の住居確保損害につきましては、東京電力では、移住する場合、想定される家賃差額を定額で賠償し、帰還の際、従前の家賃が低く、追加の負担が生じる場合には、必要かつ合理的な範囲で賠償するとしております。引き続き、東京電力に対し、地域の状況や被害者の個別具体的な事情を踏まえ、的確に賠償を行うよう求めてまいります。

土木部長

復興公営住宅における収入超過者の家賃につきましては、公営住宅法の規定に基づき、一般の県営住宅と同様に、収入に応じて一定額が加算されることから、入居者に対して引き続き丁寧に周知するとともに、収入超過者の家賃負担について、国や他の被災県、県内関係市町村と情報共有や意見交換を行ってまいります。

三、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案について

原子力損害対策担当理事

紛争解決センターによる和解仲介案につきましては、これまで、原子力損害対策協議会の活動を通し、原発事故の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、迅速に賠償を行うよう、東京電力に繰り返し求めてきたところであります。引き続き、被害者の立場に立った賠償がなされるよう取り組んでまいります。

次に、紛争解決センター設置の趣旨の尊重につきましては、賠償請求に係る紛争について、簡易かつ柔軟な手続で公正、迅速に解決が図られることから、被害者の早期救済に極めて重要であると考えております。引き続き、東京電力に対し、被害者の立場に立って、積極的に和解仲介案を受け入れるよう求めてまいります。

四、大手製造業者等の不正・不祥事問題について

危機管理部長

大手製造業者の不適合製品につきましては、原子力発電所の安全規制を一元的に担う原子力規制委員会の指示により、現在、東京電力において原子力発電所の安全上重要な

設備における使用状況の調査が行われているところであります。

商工労働部長

大手製造業者の不祥事につきましては、ものづくり産業全体に対する信頼を損ないかねない事案であると受け止めており、企業の生産活動については、各種法令等を遵守して行われるべきものと考えております。

次に、無期転換ルールの適正な運用につきましては、福島労働局が県内の商工団体や大学に対し、無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組を要請しているところであります。県といたしましても、福島労働局や関係機関と連携しながら様々な機会を捉えて、一層の周知及び啓発に努めてまいります。

次に、「働き方改革」につきましては、3月に国の働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」に基づき、現在、国において労働関係法の改正に向けた検討がなされていることから、今後の動きを注視してまいりたいと考えております。

次に、株式会社ルキオの不正受給につきましては、補助事業とは無関係の機械設備の導入経費などを水増しし、補助金を過大に受給していたものであります。このため、平成28年11月18日付けで、調査により判明した不正額5億7,770万円の交付決定を取り消したところであり、同年12月8日付けで、その全額が返還されております。

次に、いわきコールセンターの不適正受給につきましては、国の最終報告書において、所有権移転特約付リース契約による財産取得が実施要領等に明らかに抵触することから、不適正事案とされたところであります。県といたしましては、一連の事務手続において、補助事業者としての県の役割は果たしてきたものと考えております。

次に、ふくしま産業復興企業立地補助金などの不正受給等につきましては、極めて遺憾であり、重く受け止めております。このため、審査や調査内容等の見直しを行うとともに、補助金を交付した全企業への現地調査や市町村に対する制度の周知などを実施しているところであります。引き続き、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

五、中小企業・小規模企業支援について

総務部長

地方税の納税猶予制度につきましては、納税者が、災害等により納期限内に納付することができない場合など、法令等に基づく一定の要件の下、税の徴収を緩和するものであり、今後とも適切に運用されるよう税務担当者を対象とした研修会等を通じて、市町村

へ周知を図ってまいります。

商工労働部長

事業承継につきましては、地域の雇用の確保や活性化、技術の継承を図る上で、大きな課題となっていることから、事業承継補助金等国の事業を有効に活用するとともに、オールふくしま経営支援連絡協議会や、事業引継ぎ支援センターと緊密に連携しながら、個々の事業者に応じた事業承継の支援に取り組んでまいります。

次に、消費税増税につきましては、国において、地域経済や中小企業者への影響等を十分配慮の上、判断されたものと考えております。

次に、社会保険料につきましては、地域の医療費の状況や社会保障の給付水準等に応じて、国や健康保険組合等が決定するものであり、また、最低賃金については、国が法律に基づき労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定することとされており、それぞれ尊重すべきものと考えております。

次に、シルバー人材センターに準ずる団体の認定基準の策定につきましては、シルバー人材センターに準ずる団体等の実態、調査を実施しているところであり、今後、調査結果等を踏まえ、認定基準を策定してまいります。

六、いじめ、自殺、虐待について

保健福祉部長

若者の自殺対策につきましては、国の自殺総合対策大綱において、新たに、子ども・若者の自殺対策を更に推進することが重点施策の一つとされたことを踏まえ、今年度中に改訂する第三次福島県自殺対策推進行動計画に、ゲートキーパーの更なる養成や相談体制の充実など、不安や悩みを抱える若者に必要な支援が行き届くよう、各種施策を盛り込んでまいります。

こども未来局長

子ども食堂の運営などに取り組む団体への財政支援につきましては、民間団体が実施する人材育成のための研修事業に対し、助成を行っているところであります。

次に、子ども食堂の運営などに取り組む民間団体との連携につきましては、県内7方で、民間団体や市町村、ハローワーク、児童相談所などによる支援を必要とする子どもへの対応に関する会議を開催し、連携を図っております。

次に、虐待を受けた子どもの兄弟姉妹への心理的虐待につきましては、児童相談所において、子どもや家族と面談を行って安全を確認するとともに、子どもの心理状態に応じた心のケアや、家族への助言を行うなど、適切に対応しております。

次に、児童福祉司につきましては、平成29年6月1日現在47名が配置されております。国の新たな配置基準により、平成31年度までに50名を配置することとされており、引き続き、国の基準を見据えながら適切に配置してまいります。

次に、児童相談所と県立矢吹病院との連携につきましては、児童相談所に相談のあった子どもが、発達障害や精神疾患など治療が必要な場合には、県立矢吹病院を始めとした児童に対応している医療機関と連携し、対応しております。

次に、DV被害者の受入れにつきましては、女性のための相談支援センターにおいて24時間体制で対応しているほか、各保健福祉事務所でDV被害者からの相談に応じております。引き続き、警察など関係機関と連携しながら、DV被害者を適切に保護してまいります。

七、教員の多忙化解消について

教育長

全国学力・学習状況調査及び県独自の学力調査につきましては、児童生徒の学力や学習状況の実態を把握・分析し、課題に応じた指導改善を行っていく上で必要であると考えております。

次に、公立小学校における外国語教育につきましては、平成32年度の全面実施に向け、来年度からの移行措置の内容が国から示されたことから、先般、市町村教育委員会の担当者を対象に新しく使用する教材に関する説明会を開催し、授業時数の確保の具体的な工夫等について共通理解を図ったところであります。今後は、国において現在検討されている外国語教育の導入に伴う教員の加配措置を踏まえ、人事配置を工夫するなど、教員の負担が増大しないよう、対応してまいりたいと考えております。

次に、正規教員につきましては、いわゆる標準法により、その定数が決定されるものであります。今後とも、児童生徒数の推移や退職予定者数の動向等を見極めながら、正規教員を増員できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公立中高等学校の部活動の休養日につきましては、これまでも、生徒や教員の健康面への配慮から、週1日程度設けるよう指導してきたところであります。現在、教職員多忙化解消拡大プロジェクトチームにおいて、大会等への参加の在り方や、土曜日

又は日曜日の休養日の設定等についても検討しているところであり、年度内には、具体的な方策を取りまとめてまいります。

次に、公立小中学校における特別支援教育支援員につきましては、特別な支援を必要とする児童生徒の学習支援や移動の際の介助等について、学級担任と連携して適切な対応を行うため、各市町村が配置を進めております。県教育委員会といたしましては、今後とも、支援員の配置に必要な地方財政措置の拡充について、国に要望してまいる考えであります。

八、県立高等学校の改革について

教育長

県立高等学校の改革につきましては、来月から地区別に教育公聴会を開催するなど、県民の皆様のご意見を伺いながら丁寧に改革を進める考えであります。

次に、相馬農業高等学校飯館校につきましては、平成30年度の入学者選抜から生徒の募集を停止したところでありますが、この11月に、県教育委員会が主体となり、飯館村を始め、復興庁や文部科学省などの関係者による「飯館校の在り方に関する検討協議会」を設置し、魅力化や特色化など、再開に向けた様々な可能性について協議を行っております。

次に、県立高等学校における30人学級につきましては、いわゆる標準法において、一学級の生徒数が40人とされていることから、実施は困難であると考えております。なお、高等学校改革の基本計画の素案において、生徒の資質や能力を伸ばすため、必要な教員の確保や適切な配置に努めることを盛り込んだところであり、今後、改革を進める中で、少人数教育の充実についても検討してまいる考えであります。

九、木質バイオマス発電について

農林水産部長

木質バイオマス発電所における本県産材樹皮の燃焼につきましては、発電事業者等に対し、燃料とする木材は森林の伐採木の搬出指針を満たすこと、事前の木質燃料の放射性物質濃度の測定、燃焼後の灰の放射性物質濃度の測定など、徹底した管理を指導してきたところです。引き続き、地元自治体と連携しながら、安全・安心の確保に取り組んでまいる考えであります。

<再質問>

神川県議

再質問させていただきます。

最初に知事にお伺いいたします。知事のご答弁では原発事故の教訓を踏まえてという言葉がございました。私は本当にそれが大事だと思います。全基廃炉のことはいわれましたけれど、なんで東京電力はいまでも第二原発廃炉を明言しないのか。県民の、また議会、知事も言っていることに何で応えないのかと、私も本当にこれは許せない思いです。

そういう中で、同じ東京電力が柏崎刈羽原発の再稼働をするとか、こういう動きの中で、東海第二ですね、老朽原発を20年延長するとか、福井県の集中立地している原発に、もし地震・津波が同じように起きたら福島県のこの複合災害ということが、また問われてくるのではないのでしょうか。

私はどうしても福島原発事故の教訓を踏まえているとは思えませんね、この再稼働の動きをみて。そういう意味で、知事にお尋ねした訳です。

ですから知事は原発被災県の知事としてそれをいう責任があると思うんです。他県の原発であろうと再稼働にあたっては、福島原発事故をふまえて、知事も仰ったように教訓にしてですね、本当にそれでいいのかと言う権利もあると思います。

私も何度も申し上げて参りましたが、知事としてそのことを明言する必要があると思いますので、もう一度お答えください。

それから土木部長にお伺いいたします。

県の復興公営住宅の収入超過者への家賃減免の件です。いろいろ被災3県とも協議しているということですが、相馬市はこういうことになることを想定して現行の家賃金額のまま、例えば3万円なら3万円というふうに、最初からしているわけですね。

ですからそれを踏まえて、実は復興庁が11月21日に被災3県災害公営住宅担当課にですね、この収入超過者の家賃について、あるいは特別家賃低減事業の対象者の家賃について、2つを事務連絡しているんです。ですから、それは相馬市の事例もあって、条例に明記すればできると。県が判断すれば出来ることなんです。

いま災害公営住宅に入っている人が、例えば3万円の人がですね、10万円を超えるかもしれません。こんなことを想定して誰も入っているわけではないはずなんです。被災者・避難者という立場から、県はこれは本当に真剣に検討すべきだと思います。

ですから条例改正も必要だと思いますが、もう一度ご答弁ください。

それから総務部長にお伺いいたします。

先ほど地方税の納税猶予の制度の適用を市町村にもいうと言っておりますけれども、被災事業者は5割くらいしかまだ再開できておりません。いろんな事情で納税猶予になっています。代表質問で阿部議員がですね、国保税の滞納のこともご答弁ありましたけれど、猶予されたのはたった3件です。そして、その猶予制度もなかなか使えてないという実態が明らかにされています。

やっぱりですね、これは本当に市町村に徹底されているとは思えません。特に、中小業者は本県の復興を担う大事な部分です。廃業とか倒産なんかになったら大変ですので、この周知徹底をやって頂きたいと思います。ある市町村では、こんな制度はないと言っているんですから、とんでもない話なんです。

やっぱりその適用を求めておきたいと思いますので、再度総務部長にお尋ねします。

教育長に伺います。

先ほどのご答弁ありました、小中学校の特別支援学校の教育支援員のことです。発達障害とかの子どもを支援すると。これは県費じゃないんですね。市町村のお金でやっているわけです。地財(地方財政措置)のお金を広げるといっても、県はその支援員の大変さをつかまないことになっちゃうんじゃないんですか、お金が出てないわけですから。県立高校には、同じように支援員がいるわけですからね。

県費でやって私は問題ないと思います。その決断が必要だと思いますけれど、もう一度そこをご答弁お願いいたします。

それから危機管理部長にお尋ねいたします。

先ほどのご答弁では、不適正事業者が原子炉にも使われていたのではないかというところは規制委員会に委ねているような話ですけど、(調査を)たった1年前にしか戻っておりません。私は、これは県民の不安に答えていないと思いますので、県もそれをちゃんと調べるべきだと思いますし、その点でのご答弁をお願いいたします。

<再答弁>

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、東京電力福島第一原発事故の影響による深刻かつ甚大な被害の状況を踏まえ、住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討すべきものと考えております。私は福島県知事として国及び東京電力に対し、県議会や県民の思いを踏まえ、県内原発の全基廃炉を強く訴えてまいります。

総務部長

再質問にお答えいたします。

地方税の納税猶予制度につきましては、災害等により納期までに納入できない場合など一定の要件の下で定められております。その制度につきましては、再度市町村に対して周知の徹底を図って参ります。

危機管理部長

再質問にお答えいたします。

大手製造業の不適合製品につきましては、すでに原子力規制庁のほうから東京電力に対して調査の指示がいております。県と致しましては、東京電力に対してこれらの調査の結果について報告と説明を求めて参りたいと思っております。

土木部長

再質問にお答えいたします。

復興公営住宅の収入超過者の家賃負担につきましては、他の被災県の動向を注視するとともに、一般経営住宅との均衡も考慮し、県内関係市町村と情報共有や意見交換を行って参ります。

教育長

再質問にお答えいたします。

市町村の小中学校における特別支援教育支援員につきましては、学校の設置者である市町村において措置することとなっていることから、県におきましては、財源措置についてさらに拡充を国に求めて参りたいと考えております。

<再々質問>

神奈川県議

商工労働部長にお尋ねいたします。

先ほどのご答弁で、高齢者等の雇用の安定等に関する改正に伴うご答弁を頂きました。基準とか要綱など策定を考えているという答弁頂きました。私は本当にこれはうれしいことだと思います。東北では宮城県に続いて、県としてやるのは福島県になると思います。郡山市、7月から始まりましたけれど、これは高齢者、つまり年齢の高い人の就業だけでなく、例えばニートとか、普通の仕事に就けない人の事業団もあるわけですね。

私は、これを基準をつくることで県がそういう波及効果を与えたいと思いますので、このような点も考えてつくろうとしているのか、もう一度確かめたいと思います。

もう一つ、商工労働部長にいわきコールセンターの件です。適切に県は対応したというご答弁でした。本当に適切と言えるのか、県はお金をスルーしただけでいいのかというところが実は問われているんです。

本当によく考えれば、県も目をきちんと通してそれを見抜くべきであったのではないかと私は思いますので、もう一度ご答弁お願いいたします。

それから原子力損害対策担当理事にお伺いいたします。

先ほどのご答弁で、家賃賠償の終期を応急仮設住宅の供与期間と同じくするように私も求めました。鈴木副知事も行かれて何回もやっているということですが、じゃあ東京電力はどんな答弁しているのですか。来年夏まで伸ばすかもしれないとか言っていますけれど、同じように県が判断したようにですね、やればよいと思うんですけど。

このあたりをもう一度お聞かせ頂きたいと思います。

それから土木部長にもう一度お尋ねいたします。

被災3県と復興公営住宅の家賃減免についてやっているということですが、先ほど私が紹介したように、復興庁から事務連絡も来ています。実際にはあと1年半くらいはあるわけですから、よく検討して被災者の実情に応じて減免がなされるように、近傍家賃とかいろいろ言いますが、私は避難者という立場を忘れてはならないと思います。その辺も加味して、検討されるのかどうか、もう一度お答えいただきたいです。

それからこども未来局長にお尋ねいたします。

こども食堂などの運営をしている民間団体に何にもないんですね、財政支援が。私はそろそろ県がやるべきだと思いますよ。県のお金をここに少しでもやって、もっと広がり、県だけでなくてつくる必要があると思いますので、財政支援も検討されて然るべきだと思うんですけども。研修だけやっていたらいいという話ではないはずなんです、もう少しその辺りをこども未来局長という立場からお答え頂きたいと思います。

それから教育長にお尋ねいたします。

先ほど私もお尋ねしました、公立小中学校の特別支援教育の支援員のことで。今の小学生、中学生合わせると14万7千人くらいいるわけですね。（そのなかで）発達障がい者と軽度障がい者は6%くらい出現率があるという計算からいうと、8千人以上いなければならないことになり、支援員が必要だということになります。今いるのは700人ちょっとですから、10分の1にもならないわけです。私は、ここはやはり県がきちんと職員の身分を保障しながら、予算をきちんと県の支援員としてやるということを求めたいと思いますが、もう一度ご答弁頂きたいと思います。

<再々答弁>

商工労働部長

再質問にお答えいたします。

シルバー人材センターに準ずる団体への認定基準につきましては、団体の事務の執行能力や高齢化率等、さまざまな要素を勘案の上ですね、策定して参りたいと考えております。

次に、いわきコールセンターの件につきましては、県と致しましては、補助事業の内容について関係資料等に基づき改めて確認を致しましたが、一連の事務手続きにおいて、補助事業者として、県の役割を果たしてきたものと考えております。

土木部長

再質問にお答えいたします。

復興公営住宅の収入超過者の家賃についてでございます。復興庁から通知が来ておることを承知しておりますので、それも踏まえて国等と調整させていただきたいと考えて

おります。

原子力損害対策担当理事

再質問にお答えいたします。

家賃賠償につきましては、これまで国・東京電力に対し、さまざまな機会を捉えて地域の実状等に応じた適切な対応を行うように求めてきたところではありますが、東京電力からは、これまでのところ明確な対応は示されていないということがございまして、今般、先月29日及び今月4日に、国等に対して東京電力に指導するように要望したところございまして、国からは要望の主旨ついて、しっかり受け止めて頂いたというふうに理解しております。

こども未来局長

再質問にお答えいたします。

民間団体の支援につきましては、子育てやこどもを支援する民間団体から企画を募り、人材育成などの優れた活動に対して支援を行っており、引き続き、この制度を活用して参りたいと考えております。

教育長

再質問にお答えいたします。

公立小中学校における特別支援教育支援員につきましては、国においても地方財政措置を拡充してきているところであり、県といたしましては、今後とも配置に必要な財政措置の拡充について国に要望して参る考えでございます。

以上